

監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査
(公民館現地監査)の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年9月27日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫
同 宮 崎 則 夫

平成24年度定期監査（公民館現地監査）の結果報告

1 監査の実施日

平成24年8月9日（木）午前10時～

愛発公民館、南公民館、西公民館

2 監査の対象

各公民館における平成23年度の現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書と各公民館における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各公民館における平成23年度の現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等については、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事項については、適切な措置を講じられたい。

（1）公金の取扱いについて

公民館が現金で取扱う公金は、雑入扱いのコピー代及び電話代であるが、額が小額のため数ヶ月間現金保管している事例が見られた。保管中の事故も考えられるので、早めの納付に努められたい。

(2) 超過勤務について

夜間の勤務は、職員の健康も鑑み、最低限必要な人員で行えるよう創意工夫に努められたい。